

文化審議会著作権分科会国際小委員会  
報告書（案）

平成23年1月

文化審議会著作権分科会国際小委員会

## 目 次

はじめに .....	1
第 1 章 インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応 .....	3
第 1 節 コンテンツ業界の著作権侵害の実態と課題 .....	3
第 2 節 各国における取組 .....	5
第 2 章 国際的な議論の動向 .....	7
第 1 節 W I P O における議論の動向 .....	7
第 2 節 その他の多国間協議等における議論の動向 .....	9
第 3 節 二国間協議等の状況 .....	10
第 10 期文化審議会著作権分科会国際小委員会名簿 .....	14

## はじめに

第10期の国際小委員会においては、第9期から引き続き検討することとなっていた4項目<sup>1</sup>のうち、特に、「インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方」について議論を行った。

### (1) 背景

今日、デジタル・ネットワーク化の進展に伴い、誰もが簡単に、著作物を複製し、送信、編集を行うことが可能となっている。日本でアップロードされた著作物は瞬時に国境を超えて流通するようになってきている。日本の生み出すコンテンツは世界的に人気があるものが少なくなく、海外に進出していると否とにかかわらず、日本のコンテンツはインターネットを介して迅速かつ大規模な侵害にさらされ、アーティスト及びコンテンツ産業に対する被害は深刻化している。このような状況の下、日本も含め各国において、正規版の海外での流通促進を中心とする正規版市場の創設・活用と侵害対策の双方の重要性が高まっている。特にインターネット上の侵害に関しては、例えば、著作権を侵害する者のインターネット接続を遮断する等のいわゆるスリーストライク法についての検討・導入が進むなど、新たな動きがみられる。

### (2) 検討の進め方

小委員会では、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方及び著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について、「制度面」と「執行面」の両面から検討を行うこととした。

#### ①制度面の検討

近時、各国で、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対応すべく、新たな法制度が検討され、実際に導入されつつある。諸外国での日本の著作物の利活用及び侵害対応を効果的に行うには、そのような各国の法制度の動向を把握することは重要である。また、新たな法制度の考え方を整理し、そのメリットや問題点を検討することは、将来的な国際的なルールづくりの際の議論のための材料収集の一環として重要である。特に昨今、少なからざる国で、インターネット上の著作権侵害対策として、いわゆる

---

<sup>1</sup> 具体的には、以下の通り。

- (1) 国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方
- (2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (4) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

スリーストライク制度の導入または導入の検討がなされている状況にあり、その現状を把握し、それを踏まえ、我が国への導入や今後の国際ルールづくりの材料とすべく、意見交換を行った。

## ② 執行面の検討

制度面からみた場合の対応を検討するにあたっては、制度上の内容だけではなく、具体的な運用・執行の状況に即して検討することが重要であり、インターネットによる国境を越えた海賊行為（著作権侵害）の実態を把握することが、対応の在り方を検討する前提となる。小委員会では、実態面について、権利者団体や海外に積極的に展開しているコンテンツ業界からの情報等も幅広く把握し、現状の問題点を整理し、今後のあり得る対応の重点について意見交換を行った。

## 第1章 インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応

### 第1節 コンテンツ業界の著作権侵害の実態と課題

「インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方」の議論を行うに当たって、著作権侵害の実態について、権利者団体や海外に積極的に展開しているコンテンツ業界（映画、テレビ、音楽、出版、ゲーム等の企業）からヒアリングを行った。その際、各企業の海外におけるビジネス展開の状況を踏まえ、海賊版被害の状況や対策の現状及び今後の課題等について議論を行った。

#### （1）著作権侵害の実態

##### ○ 海外でのコンテンツ・ビジネス展開に際しての障害

日本の企業が海外でのコンテンツ・ビジネスを展開するに際しては、様々な制度上の規制に阻まれることがある。例えば、中国では次のような制度上の障害がある。外国映画の上映可能本数が総量規制されており、テレビ放映については、自国のアニメ産業振興のため、ゴールデンタイムは外国アニメを放映しないこととされている。また、音楽の場合、商品の形にならないと審査を受けることができず、先行販売ができないという問題のほか、審査に時間を要し、日本で販売した後に許可が下りるため、その前に日本の正規版から作成された海賊版が中国国内で出回ってしまう。ゲームに関しては、パッケージの場合は登録・許可が必要で海賊版対策をしても正規品を持ち込めないのが、野放し状態である。また、外資規制が厳しいため、オンラインゲームの外資子会社にはオンラインゲームの運営許可が下りない。

##### ○ 侵害実態の把握が困難

各企業では、ある国での侵害実態をその国での侵害摘発事案から推計するしかなく、正確な実態把握は難しい状況にある。また、様々な偽の侵害情報も多く、正確な情報を得ることが難しいのが実情である。そのため、侵害対策も非常に困難な状況となっている。特に、インターネット上の著作権侵害に関しては、その性格上、対応が更に難しい。例えば、問題のあるサイトが複数国に多数分散していること、海外にサーバを設置して、日本向けに海賊版の販売広告がされること、侵害コンテンツへのリンクを掲載するリーチサイトが多数存在することなど、侵害の形が多様化していることから、侵害者の特定が非常に困難である。

##### ○ 一企業での対応に限界

侵害コンテンツを探索し、当該コンテンツが掲載されているサイトの管理者やインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に対する削除要請を

行っても、侵害コンテンツが減少している実感がなく、また、企業にとって直接の収益につながらない活動であり、効果が見えないため、私企業で取り組むには非常に負担が大きいものとなっている。

#### ○ 権利帰属証明等の手続きが煩雑

削除要請を行う際には、要請をする者が当該侵害コンテンツの権利者であることを証明することが難しいという問題がある。例えば中国の動画投稿サイトへの削除要請の場合、身分証明書、法人証明書及び権利帰属証明書等が必要で大変煩雑である。現在、音楽コンテンツについては、中国の国家版權局が認めている日本の認証機関は日本レコード協会だけであり、日本レコード協会会員レコード会社が違法な音楽コンテンツの削除要請を行うにあたり、認証機関である日本レコード協会会員であることを証することにより、比較的スムーズに違法ファイルの削除が行われている。しかし、音楽コンテンツ以外のコンテンツについては、日本国内に認証機関がないため、権利の帰属を証明することが難しい状況である。また、企業によっては我が国での著作権登録ではなく、国際的に汎用性の高い米国で著作権登録している場合もあり、その場合にはアメリカで証明をとる必要がある。

#### ○ 削除要請先が不明であり削除要請が困難

最近では、スマートフォン・アプリやリーチサイトによる新たな問題が発生している。具体的には、スマートフォン・アプリは、スマートフォンのサービス提供者とアプリ制作者が別であり、対応を求めるためのルートが複雑であること、さらに、サービス提供者の本社の所在する国、アプリ制作が行われる国、スマートフォンの利用者がいる国が全て異なる場合もあることから、その蔵置先が分からず、対応先が不明であるため、削除要請も困難となっている。また、侵害コンテンツへのリンクを掲載するリーチサイト等が多数存在しており、著作権侵害の被害を拡大させているところ、アプリと同様に削除要請が困難となっている。

#### (2) 課題

上記の実態を踏まえ、今後、以下の点について検討を進めていく必要がある。

①現在、中国・韓国・台湾との間で政府間協議を実施しているところ、我が国のコンテンツ企業の動向を踏まえつつ、その対象国を東南アジア等にも広げていくことが望まれる。

②また、権利者単独では、費用負担や体制の面で限界があり、個別対応が困難な現状を踏まえると、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)など、権

利者がまとまって権利行使をした方が、インパクトの点で抑止効果が高いと思われることから、団体として連携するための体制強化の必要があり、政府としても支援方策について検討していく必要がある。

## 第2節 各国における取組

### (1) 各国におけるスリーストライク制度の導入の現状

インターネットによる国境を越えた海賊行為（著作権侵害）の対策として、いわゆるスリーストライク制度がいくつかの国で導入され、又は導入が検討されている。

実際に導入して運用している国は、韓国、フランス及びアイルランドである。導入の決定はされているものの、まだ実際の運用に至っていない国・地域は、ニュージーランド、台湾、イギリス及びスペインである。さらに導入について検討中の国は、アメリカ、イタリア、ドイツ、ノルウェー、スイス、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、カナダ、オーストラリア、インドなどである。

小委員会では、以下の通り、各国における取組に注目し、その現状を把握した。

#### (ア) 韓国

2009年4月に改正著作権法により導入され、同年7月に施行された。その主な内容は、文化体育観光部長官の行政命令としてなされる、オンライン・サービス・プロバイダ（OSP）に対する警告・削除・伝送中断（韓国著作権法第133条の2第1項）、反復的な不法複製伝送者に対するアカウントの停止（同第133条の2第2項）、不法複製物が流通されている掲示板サービス停止（同133条の2第4項）及び韓国著作権委員会による是正勧告（同第133条の3）である。

2009年7月23日から2010年11月9日までの執行状況としては、著作権法第133条の2第2項及び第4項に基づき発出された文化体育観光部長官命令の総数は、OSPに対し不法複製物等を複製・伝送する者に対し警告させる命令が121件、OSPに対し掲示板に掲載されている不法複製物等を削除又は伝送中断させる命令が38件となっている。

#### (イ) フランス

2009年9月に「インターネットにおける創造物の普及・保護促進法（*Loi favorisant la diffusion et la protection de la création sur Internet*）通称HADOPI<sup>2</sup>2法」が成立し、2010年1月1日施行された。1年近

---

<sup>2</sup> Hadopi: Haute autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur Internet

く実際の運用が開始されなかったもので、法律の実効性が疑問視されたこともあったが、2010年10月に最初の警告メールが出された。

#### (ウ) 台湾

2009年4月著作権法改正により導入し、同年5月施行されたが、実際に運用に至っていない。主な内容は、ISPの責任制限の条件として利用者による著作権侵害を発見した際には、回線の切断及びアカウントの停止を契約上取り決めるものである。

#### (エ) イギリス

2010年4月にデジタルエコノミー法が成立し、アクセススピードの減速、アカウント停止など、裁判所の同意の下に、ISPに命令できるというルールが導入された。実際の運用としては、1年後に情報通信庁（OFCOM）による評価によって警告のみでは効果がないことが明らかになったところで実施される。

#### (オ) アメリカ<sup>3</sup>

アメリカでは、国土安全保障省は、音楽及び映画ファイルの違法コピーにリンクするトレントサイトや偽造品を販売する82サイトのドメインの差押えを行った。さらに、今後このような取り締まりをさらに容易に行えるよう2010年11月に上院司法委員会で「オンラインにおける権利侵害及び偽造防止法（COICA）」が全会一致で通過し、現在、議会で審議中である。

#### (2) 日本への示唆

コンテンツ業界等からのヒアリングにおいて、インターネット上の著作権侵害対策として、日本でもスリーストライク制度の導入について関心が示され、また要望が述べられた。また、これとは別に、制度導入に向けて検討すべき点として、ISPの責任制限の問題、発信者情報開示の問題、著作物登録制度の問題などが指摘された。これらの論点は、国際的な著作権侵害特有の問題ではなく、法制度一般の問題でもあり、今後、しかるべき場において、さらに幅広い観点から検討されるべき課題であると思われる。政府としては今後とも諸外国の動向を注視していく必要がある。

---

<sup>3</sup>「利用者のアクセス切断」ではない「サイト閉鎖」への動きが、アメリカ、スペイン、イタリアにみられる。

## 第2章 国際的な議論の動向

### 第1節 WIPOにおける議論の動向

#### 1. 視聴覚実演の保護及び放送機関の保護について

著作権等常設委員会(SCCR)<sup>4</sup>においては、視聴覚実演の保護及び放送機関の保護について、引き続き検討が行われている。第21回SCCRにおいては、次回(2011年6月)のSCCR会合前に非公式協議を行うことが決定するなど、具体的な進展が見込まれている。

放送機関の保護に関する条約、視聴覚的実演の保護に関する条約については、早期合意が得られるよう、我が国としても、引き続き議論を積極的に促進していくことが必要である。

#### 2. 権利制限と例外について

##### (1) 背景と現状

知識へのアクセス向上(Access to knowledge)のために、現行の国際的な著作権保護のシステムにおいて、パブリックドメインの確保等を実現するための制限と例外の措置を設定すべきとの動き、また、近年のインターネット等の普及によって、知識に容易にアクセスできる手段を得たにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが、知識へのアクセスの障壁となっているとされ、より利用を重視した制度への転換が必要であるとの認識の下、権利制限と例外に関する議論が始まった。

このような中、2009年の第18回SCCRにおいて、中南米諸国が、視覚障害者等に限定した条約案を提案した。2010年の第20回SCCRにおいては、アメリカが視覚障害者等に限定した合意文書案、EUが視覚障害者等に限定した勧告草案、アフリカグループが視覚障害者等に限定せず、障害者、教育及び研究機関、図書館並びに文書館を権利制限の範囲とした条約案を提案したことから急速に議論が加速化した。それに伴い、2010年の第21回SCCRにおいて、具体的な今後の議論に関するスケジュールが決定し、今後、急速に国際的な枠組みの議論が進展する可能性が高い状況である。

##### (2) 我が国の基本的方向性

視覚障害者の知識へのアクセスの向上、途上国への知識の移転に関しては、我が国としてもそれらの促進に向けて議論に積極的に貢献すべきである。一方、それを権利の制限と例外に関する法的拘束力を持つ国際規範設定で行うことに対しては、既に、ベルヌ条約第9条(2)の規定に基づくスリー・ステップ・テストをベースとして、各国がすでに独自に導入可能な状況にある。

また、実態面からすれば、①既に、多数の加盟国が権利の制限と例外の

---

<sup>4</sup> 2010年6月に第20回、2010年11月に第21回が開催

規定を有している、②それらの規定の設定に当たっては、権利者側との協力体制を構築しなければ機能せず、それゆえに、国内事情に応じたきめ細かい対応が必要である、ことから、法的拘束力を持つ枠組みではなく、各国の柔軟性を確保した枠組みとする方が有益であると考えます。

なお、急速に国際的な議論がなされている状況を考慮し、その動向を注視するとともに、スリー・ステップ・テストの考え方にに基づき、我が国の対応の在り方について、引き続き議論を行うことが必要である。

### 3. フォークロア<sup>5</sup>の保護について

#### (1) 現状

フォークロアの保護に関しては、2000年のWIPO一般総会で「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアを検討するための政府間委員会(IGC)」の設置が決まり、2009年9月のWIPO一般総会でIGCのマנדートを2010-2011年の2年間延長し、「遺伝資源(GR)、伝統的知識(TK)及び伝統的文化表現(TCEs)の効果的な保護を確保する国際的な法的文書のテキスト(text of an international legal instrument(or instruments) which will ensure the effective protection of GRs, TK and TCEs)について合意に達することを目的にテキストベースの交渉を行う」こととなった。

2009年12月の第15回IGC会合から、フォークロア及びTKの実体条項についての議論が開始され、その後、2010年5月に開催された第16回IGC会合でも継続して議論がなされるとともに、各加盟国等の技術専門家が具体的な議論を行う会期間会合(IWG)の開催が決定した。2010年7月に第1回IWGが開催され、フォークロアについてテキストベースの議論が進められた。2010年12月の第17回IGC会合においては、IWGの成果物である草案を今後の議論の基盤とすることが合意され、各国がコメントを付与した草案をもとに、今後、議論が行われることとなった。

#### (2) 我が国の基本的方向性

IGCではフォークロアの保護に関して、その政策的/content面と、検討の成果物の位置づけ(法的拘束力の有無等)の両方について議論が行われている。これについて我が国は、平成18年1月の「文化審議会著作権分科会報告書」において、「フォークロアの保護への対応の方向性」について整理してい

---

<sup>5</sup> フォークロアとは、「民間伝承」や「民俗文化財」等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝統的文化表現(Traditional Cultural Expressions; TCEs)を意味する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含まれる。これまでも、様々なモデル規定や枠組み等によって定義がなされてきた。なお、「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)」の第17回会合においては、フォークロアの表現(Expression of Folklore: Eof)とTCEsは同趣旨である、という整理をする方向で議論がなされている。

る（参考1）。

今後も、引き続き、平成18年1月の「文化審議会著作権分科会報告書」における方針を踏まえつつ、国際的な議論の動向に留意し、引き続き議論を行うことが必要である。

#### 4. 開発と知的財産に関する委員会（CDIP）について

開発と知的財産に関する委員会（CDIP）<sup>6</sup>においては、承認された開発アジェンダ勧告を実施するための作業プログラムの検討が行われるとともに、既に作業計画が採択されている勧告についての進捗状況の報告がなされた。また、第5回会合においては、勧告実施の監視、評価、検討及び報告のための調整メカニズムにつき、既存の監視システムを活用し2012-2013会計年度の終わりに独立した評価を開始することで合意に至った。なお、第6回会合の合間には、調整メカニズムがどのように実施されるべきかについて議論されたが、WIPOの各委員会等が開発アジェンダについて自由に議論を行うことができる環境を求める途上国と、開発関連以外の委員会等においても制限なく開発アジェンダの議論が行われることに懸念を有する先進国との間の意見の隔たりが埋まらず、合意形成には至らなかった。我が国としては、本委員会においても引き続き、開発関連の議論に集中するあまり、権利の保護と利用のバランスを失することにならないように対応していくことが必要である。

## 第2節 その他の多国間協議等における議論の動向

### 1. APECにおける議論の動向

APECの知的財産権専門家会合（IPEG）<sup>7</sup>では、知的財産に関する政府関係者が出席し、セミナーや調査の提案や報告を行うとともに、各国・地域の知財関連施策の情報交換等を実施。日本からは、3月の会合において、2009年の著作権法改正の概要及び2010年2月に開催したアジア著作権会議の概要について説明し、著作権法改正内容については、多くの質問があり、関心の高さを伺わせた。また、韓国から、累進責任法（インターネット上で繰り返される著作権侵害に対する効果的な政策手段）についての概要と実施状況の報告があり、高い関心が寄せられた。2011年のAPECのIPEG会合は3月に米国・ワシントンDCで開催され、ABAC（APECビジネス諮問委員会）との対話も予定されている。引き続き、知財専門家間の情報交換を促進し、著作権等の知的財産権の適切な保護及び執行に関する議論を促進していくことが必要である。

---

<sup>6</sup> 2010年4月に第5回会合、2010年11月に第6回会合が開催

<sup>7</sup> 2010年3月に第30回会合が広島で、2010年9月に第31回会合が仙台で開催

## 2. ACTAにおける議論の動向

模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA)<sup>8</sup>は、模倣品・海賊版防止のための、知的財産権の執行に係る①強力な法的規律の形成と、②国内での知財執行及び国際協力の強化を柱とした、新たな国際的な法的枠組みであり、2005年のG8サミットにおいて、我が国より、その必要性を提唱。2007年10月に日米欧等から関係国との協議開始を発表した。

2008年6月から条文案をベースとした交渉を開始し、2010年10月の東京会合（第11回会合）において大筋合意し、12月に条約条文が確定した。ACTA締結後、欧米等の他の締約国と連携しつつ、アジア諸国等に対し、ACTAへの加入を働きかけることが必要である。

## 第3節 二国間協議等の状況

### 1. 対中国

#### (1) 日中著作権協議及び覚書締結に関する報告

文化庁では、平成22年3月15日に第6回日中著作権協議を開催し、「日本国文化庁と中華人民共和国国家版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」を交換した。

今回は、日中著作権協議が再開されて以来、初めて日本で開催するもので、覚書の締結に合意してから、最初の機会である。

協議では、コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) の権利認証機関としての承認について、中国国家版權局からの認証機関制度についての説明を踏まえ、日本側で情報収集・調査等の上、要請することとした。

また、本覚書は、日中間の著作権等に係る交流及び協力の枠組を構築、強化することを通じて、両国間の相互理解を促進し、両国の文化及び経済の発展に資する取組を促進することを目的としている。具体的には、日中双方の共通する所掌分野である著作権等の管理及び侵害対策、インターネット上の著作権保護等の分野において協力関係を確立するため、①政府間協議、②人材交流及び育成、③情報交換を実施することを、主な内容としている。

この文化庁と中国国家版權局との覚書が締結されたという背景もあり、長年CODAが要請しても動かなかつたいわゆる無許諾出版物の取締りに関して中国国家版權局から各取締機関に最高級の通達が急遽出され、取締り対象17作品中、12作品の日本コンテンツが初めて指定された。その結果、海賊版ブランドの一つが中国市場から一掃されることとなった。

---

<sup>8</sup> 参加国・地域：オーストラリア、カナダ、EU、日本、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス、米国（11の国・地域）

## (2) 第3回中国国際著作権博覧会の結果概要について

中国国際著作権博覧会は、中国の著作権行政を司る中国国家著作権局が、平成20年（2008年）より北京における文化・クリエイティブ産業への投資環境の健全発展促進などを目的として、北京市政府と毎年共催している事業である。第3回にあたる今回は、平成22年11月18日から21日まで開催され、中国国家著作権局からの要請を受け、日本が主賓国として参加することとなり、文化庁では関係省庁や関係産業界と連携の上①日本ブースの設置、②ワークショップの開催、③日中著作権セミナーの開催等の活動を行った。

## (3) 第7回知的財産保護官民合同訪中代表団派遣の結果概要について

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）と日本政府は、8月17日から19日の間、第7回知的財産保護官民合同訪中代表団を北京に派遣した。

「協力」と「要請」のスローガンのもと、中国政府機関（商務部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、国家著作権局、最高人民法院）に対して、模倣業者の再犯行為、商標の不正出願、インターネット上での知財侵害等について要請を行うとともに、日中が共同で取り組む知財保護に係る協力事業について提案を行った。

## 2. 日韓著作権協議について

平成22年10月6日、韓国・ソウルにて、第5回日韓著作権協議が開催され、日韓双方で協議を行った。

双方とも、国際社会における韓国と日本、ひいては中国を含めた日中韓三カ国の協力の重要性、必要性を実感し、特に著作権分野におけるそれぞれの国と国との協力が非常に重要との認識で一致した。

## 3. 日台貿易経済会議について

平成22年12月9日、台湾・台北にて、第35回日台貿易経済会議が行われ、①インターネット上の著作権侵害に係るISPに対する手続きについて、②著作権集体管理条例改正条例の運用について、③原産地証明書発行手続きについて、④海賊版対策、インターネット上の著作権侵害対策の更なる強化について協議を行った。

## 4. アジア著作権会議

文化庁では、平成22年2月24日から26日まで、東京において、(社)著作権情報センターとの共催で、第1回アジア著作権会議を実施した。

今回は、インターネット上の著作権侵害は瞬時に世界中に拡散することに対して、効果的な対策には国際的な協力枠組みの構築が不可欠であるという問題意識の下、この問題に対する各国の取組みについて情報交換する

とともに、政府間、民間間で具体的な協力の仕方等について検討を行ったところ、各国の対策及び今後の課題について、情報を交換することができたことに加えて、この問題は一国で解決することは不可能で、国際的な協力が不可欠であることが、参加者の間で改めて確認できた。今後、この会議を契機に、各国間で具体的に協力を進めていくこととなった。

## 5. 今後の方向性

今日の著作権を巡る問題への対処には国際的な対応が不可欠であり、今後とも政府レベルでの協議の重要性に鑑み、二国間の枠組みの位置付けをさらに強化・拡大させるとともに、多国間のネットワークのさらなる強化が求められる。

## (参考1) フォークロアの対応の方向性

【平成18年1月 著作権分科会報告書 (p.243) より抜粋】

### 3. フォークロアの保護への対応の方向性

フォークロアの保護の根拠としては、①伝承の文化的表現が商業化された際に、伝承者に正当な対価を与える必要性、②伝承の文化的表現に対する尊厳を保障する必要性、③ある特定のコミュニティの中で受け継がれてきた精神性のある文化的表現が失われずに次代に継承されることを保護する必要性等が述べられている。

①に関しては、既に公有（パブリックドメイン）に帰したものを著作権類似の制度を創設して一律に保護すること、あるいは無期限の独占権を与えることは、創作活動を促進しようとする著作権制度の目的に照らして、適当ではないと考える。

②については、社会全体がお互いに文化を尊重しあうというモラルの問題として捉えるべきであって、創作者を特定できないのに人格権的な保護を与えることは、著作権制度等の考え方と本来なじまないと考える。

ただし、これらに関しては著作権制度と別の形での特別な（*sui generis*）権利による保護について各国の実態やWIPOでの今後の議論に留意していく必要がある。

③に関しては、著作権制度とは別に、国の文化財保護政策の一環として何らかの支援を行うことを検討することが考えられる。

フォークロアの保護の取組みについては、各国が地域の特性や文化に合わせて、文化財保護の枠組み、不正競争防止法等による対応などによって、実施していくことが適切であると考えられる。IGCで提言された方策を踏まえて、各国が制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築することが望ましい。

このように、フォークロアの保護は、一つの枠組みで達成されるもの（*single one-size-fits-all*）ではなく、各国が地域や民族の特性に応じて柔軟に対応すべきものであり、多様なアプローチが認められることが望ましい。したがって、当面は、ガイドラインやモデル規定としての位置づけを中心に国際的なハーモナイゼーションを目指すべきである。

## 第10期文化審議会著作権分科会国際小委員会名簿

※ ◎は座長、○は座長代理

い け だ と も ゆ き 池 田 朋 之	社団法人日本民間放送連盟知的所有権対策委員会 I P R 専門部会法制部会主査
い し い り ょ う へ い 石 井 亮 平	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター主幹
う え は ら し ん い ち 上 原 伸 一	国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科客員教授
お は ら ま さ ゆ き 小 原 正 幸	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
く ぼ た ゆ た か 久 保 田 裕	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事， 事務局長
ご と う た け ろ う 後 藤 健 郎	社団法人日本映像ソフト協会理事，事務局長
す ず き ま さ ぶ み 鈴 木 将 文	名古屋大学大学院法学研究科教授
○ だ い ら く 光 み つ え 大 楽 光 江	北陸大学未来創造学部教授
た か す ぎ け ん じ 高 杉 健 二	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
◎ だ う が う ち ま さ と 道 垣 内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
な か む ら い ち や 中 村 伊 知 哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
ま え だ て つ お 前 田 哲 男	弁護士
ま す や ま し ゅ う 増 山 周	社団法人日本芸能実演家団体協議会実演 家著作隣接権センター事務局長
や ま も と た か し 山 本 隆 司	弁護士

(以上14名)

## 第10期文化審議会著作権分科会国際小委員会 審議経過

第1回 平成22年6月18日

- (1) 主査の選任等について
- (2) 今期の国際小委員会の進め方について
- (3) WIPO等における最近の動向について
- (4) その他

第2回 平成22年10月15日

- (1) コンテンツ業界からのヒアリング
- (2) WIPO等における最近の動向について
- (3) その他

第3回 平成22年12月17日

- (1) コンテンツ業界からのヒアリング
- (2) 各国におけるスリーストライク制度の概要について
- (3) WIPO等における最近の動向について
- (4) その他

第4回 平成23年1月17日

- (1) 国際小委員会の報告書(案)について
- (2) その他